

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年10月19日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「H29年10月12日～10月14日（アスティとくしま）に県が出展した計画から実施報告書まで 1.環境首都課自然エネルギー推進室、2.その他別紙の通り」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年10月30日、実施機関は、本件請求に係る公文書のうち、「出展申込書」については、全部公開決定処分を行い、「H29年10月12日～10月14日（アスティとくしま）に県が出展した実施報告書」については、「公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年11月6日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成30年6月28日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

同じ公開請求書類を他の7課にも公開請求したら公開すると通知がありながら、また、公開請求した時に、担当はあると回答確認した中で記載してありながら、公開す

べき書類を隠して隠蔽する行為は「枉法行為」であり、すぐ出せと要請する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

(1) 公文書の特定

本件処分に係る公文書公開請求の対象としている公文書の内容は、「H29年10月12日～10月14日（アスティとくしま）に県が出展した実施報告書」であるが、これは、平成29年10月12日から同月14日までの期間に徳島市のアスティとくしまで開催された「徳島ビジネスチャレンジメッセ」において実施機関がブースを出展したことについての実施報告書であると特定した。

(2) 不存在の理由

実施機関は、当メッセにブースを出展したものではあるが、その復命（実施報告）については口頭で行っていることから、復命書（実施報告書）等は作成も取得もしていない。

なお、このことは徳島県職員服務規程（昭和40年徳島県訓令第498号。以下「服務規程」という。）等において、何ら抵触するものではないことを申し添える。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「同じ公開請求書類を他の7課にも公開請求したら公開すると通知がありながら」や、「公開請求した時に、担当は有ると回答確認した中で記載し

てありながら」などと主張している。
「他の7課」とは、実施機関以外に対して、審査請求人が本件請求を行った県庁内の各課等であると思料されるが、当該7課がどのような決定処分を行ったかについて、実施機関は不知であり、言及する立場にない。

また、「公開請求した時に、担当は有ると回答確認した中で記載」については、本件請求を行った平成29年10月19日に実施機関の担当者が対応した際のことを指しているものと思料されるが、実施機関の担当者は審査請求人が主張する「有る」などの返答（回答）は全く行っておらず、審査請求人の錯誤であると思料する。

(4) よって、実施機関は本件請求のうち、「県が出展した実施報告書」に係る公文書については保有していないため、本件処分を行ったものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年6月28日	諮問
令和5年9月28日	審議

第1部会（第4回）	
同 年12月5日 第1部会（第6回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

本件審査請求は、平成29年10月12日から同月14日までの期間に徳島市のアスティとくしまで開催された「徳島ビジネスチャレンジメッセ2017（以下「チャレンジメッセ」という。）」において、環境首都課自然エネルギー推進室が、ブースを出展したことを報告するために作成した復命書（以下「本件対象文書」という。）の公開を求めるものであるところ、実施機関は本件対象文書を保有していない旨主張するので、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

実施機関は、環境首都課自然エネルギー推進室においてはチャレンジメッセにブースを出展したことの報告については口頭で行っており、当該対応は服務規程にも抵触しない旨主張する。

服務規程第10条第3項には、「職員は、出張から帰任したときは、直ちに上司に口頭をもつてその概要を報告するとともに、週休日、休日及び代休日を除き、五日以内に復命書を作成して、これを提出しなければならない。ただし、上司の承認を得たときは、復命書の提出を省略することができる。」とあり、チャレンジメッセのブース出展の復命については口頭で行ったとする実施機関の説明に特段不合理な点はなく、当該実施機関の説明を覆す特段の事情も見受けられない。

また、審査請求人は、本件請求において公文書公開請求を行った他の課は公開したと主張している。

しかし、チャレンジメッセに出展しているブースはそれぞれの課が異なる内容を出展している。それぞれの課が出展したブースの内容に応じ、各課の判断で必要と認められた場合には、服務規程に基づき実施報告書を作成しているものと認められる。

については、他の課が実施報告書を作成していることをもって、実施機関においても本件対象文書を作成しているとは認められない。

したがって、本件対象文書を保有していないとして実施機関が行った本件処分は妥当であると認められる。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
泉 純	行政書士	
生長 拓也	弁護士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	